

## 公益社団法人岡山県観光連盟会員規程

### (目的)

第1条 この規程は公益社団法人岡山県観光連盟定款（以下定款という）に基づき、この法人（以下「連盟」という。）の正会員の入・退会等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### 【参考】（定款）

第5条 この法人の会員は、正会員及び特別会員とする。

2 会員の区分は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した岡山県内市町村及び県内外の団体、個人とする。
- (2) 特別会員は、岡山県内の市町村観光協会並びに観光振興を図る上で重要な役割を果たす団体及び学識経験者であって理事会において推薦されたものとする。

3 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

### (入会)

第2条 会員になろうとする者は、別紙様式1「公益社団法人岡山県観光連盟 入会申込書」を事務局に提出するものとする。

#### 【参考】（定款）

第6条 会員になろうとするものは、書面を会長に提出しなければならない。

2 次に掲げるものは入会できない。

- (1) 過去において当連盟から除名の処分を受けたもの。
- (2) 暴力団その他の反社会的勢力に属するもの及びこれら団体等と密接な関係を有するもの。
- (3) その他、法令又は公序良俗に反する団体及びこれに類するもの。

### (入会の承認)

第3条 会長は、前条第1項の規定による入会の申し込みがあった場合は前条第2項により入会の可否を判断し、入会を承認する場合は申請者に別紙様式2「入会承認書」によりその旨通知する。

2 正会員として承認された者は、前項に規定する「入会承認書」を受け取った日から30日以内に「公益社団法人岡山県観光連盟会費規程」に定める当該事業年度の会費を納入しなければならない。

### (会員資格の発生)

第4条 会員資格は入会承認書の日付の日から発生する。

2 前条第2項の会費が期間内に納入されない時は、入会承認を取消す。

(会員の特典)

第5条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) メール等による観光情報や助成事業等の情報提供の受領
- (2) 観光商談会や研修会等、各事業への参加案内
- (3) 連盟が行う広告事業等への会員料金での参加

(資格の喪失)

第6条 会長は、会員が定款第8条の要件に該当すると認めた時はときは、当該会員であった者に別紙様式3「会員資格喪失通知書」を送付するものとする。

【参考】(定款)

第8条 会員は次のいずれかに該当するときはその資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡又は解散したとき
- (3) 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 除名されたとき

2 前項各号に規定する会員資格喪失理由で会員が資格を喪失するに至ったときは、会長は、しなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、別紙様式4「退会届」を事務局あてに提出するものとする。

(除名)

第8条 定款第10条により会員総会において除名が決議されたときは、会長は、当該会員に対し、別紙様式5「会員除名通知書」により通知するものとする。

【参考】(定款)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員総会の決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

附則

この規定は、令和3年4月1日より施行する。